

平成28年11月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書

(平成28年度11月補正予算関係(鳥取県中部地震緊急対応関係等))

総務部

平成28年11月定例会議案説明資料（鳥取県中部地震緊急対応関係等）目次

総務部

【予算関係】

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成28年度鳥取県一般会計補正予算 (鳥取県中部地震緊急対応関係)		
	1 歳入歳出補正予算事項別明細書(総括)	財政課	1

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第23号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	行財政改革局 人事企画課	2

平成28年度鳥取県一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 寄附金	791,000	175,000	966,000
12 繰入金	25,454,230	912,000	26,366,230
13 繰越金	4,526,232	414,000	4,940,232
歳入合計	389,011,868	1,501,000	390,512,868

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
7 商工費	17,868,840	300,000	18,168,840				300,000
8 土木費	60,649,411	1,201,000	61,850,411			1,087,000	114,000
歳出合計	389,011,868	1,501,000	390,512,868			1,087,000	414,000

歳入

11款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
6 土木費寄附金	185,000	175,000	360,000	1 住宅費寄附金	175,000	住宅建設費寄附金
計	791,000	175,000	966,000			

12款 繰入金

2項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
26 被災者住宅再建支援基金繰入	280,000	912,000	1,192,000	1 被災者住宅再建支援基金繰入	912,000	住宅建設費充当
計	25,268,404	912,000	26,180,404			

13款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
	千円	千円	千円		千円	
1 繰越金	4,526,232	414,000	4,940,232	1 前年度繰越金	414,000	
計	4,526,232	414,000	4,940,232			

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事の給与等の額の改定を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 全給料表を改める。(平均1.1%引上げ)</p> <p>イ 初任給調整手当の上限額を月額413,800円に引き上げる。(現行 413,300円)</p> <p>ウ 期末手当の支給割合を引き下げる。</p> <p>&lt;一般の職員の場合&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改 正 案</td> <td>年 2.43 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.0 月</td> </tr> <tr> <td>現 行</td> <td>年 2.53 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.1 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 扶養手当の月額を見直す</p> <p>(ア) 配偶者の扶養手当の月額を6,500円に引き下げる。(現行 10,500円)</p> <p>(イ) 子の扶養手当の月額を7,900円に引き上げる。(現行 6,500円)</p> <p>(ウ) 行政職8級以上の職員等の扶養手当を廃止等する(子の扶養手当を除く。)</p> <p>(2) (1)の改正に準じ、次の条例について所要の改正を行う。</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>イ 任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布日とする。</p> <p>イ (1)ア及びイは、平成28年4月1日から、(1)エは、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>ウ 所要の経過措置を講じる。</p> <p>【参 考】</p> <p>鳥取県知事等の給与に関する有識者会議の概要</p> <p>(多数意見) 一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することは差し支えない。</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	合 計	改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月	現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月
区 分	期末手当	勤勉手当	合 計										
改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月										
現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月										

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万3,800円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万600円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第7条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から9年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの <u>月額41万3,300円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職(前号に掲げる職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの <u>月額5万500円</u></p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の117、12月に支給する場合においては<u>100分の126</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の97、12月に支給する場合においては<u>100分の106</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の117、12月に支給する場合においては<u>100分の136</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。)にあつては、6月に支給する場合においては100分の97、12月に支給する場合においては<u>100分の116</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の68を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の52.5、12月に支給する場合には100分の58を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の62.5、12月に支給する場合には100分の73を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合には100分の52.5、12月に支給する場合には100分の63を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300	457,600
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700	460,700
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200	463,700
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600	466,700
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500	469,700
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800	472,700
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900	475,700
	8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100	478,800
	9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100	481,500
	10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200	484,600
	11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300	487,600
	12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400	490,700
	13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100	493,400
	14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900	495,700
	15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900	498,000
	16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900	500,300
	17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800	502,400
	18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600	503,800
	19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400	505,300
	20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100	506,700
	21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900	507,900
	22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400	509,300
	23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800	510,800
	24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300	512,300
	25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700	513,400
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000	514,500	

27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300	515,700
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500	516,900
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500	517,900
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200	518,800
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000	519,700
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700	520,600
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400	521,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200	
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900	
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500	
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000	
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600	
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200	
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800	
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300	
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200		
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900		
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600		
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400		
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200		
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600		
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300		
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800		
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200		
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600		
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000		
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400		
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900			
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200			
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500			
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800			
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100			
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400			
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700			
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000			
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300			
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600			
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900			
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200			
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500			
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800			
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100			
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300			
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600			
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900			

72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			
106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200	349,600			
115		300,500	350,000			
116		300,900	350,300			

	117		301,100	350,700						
	118		301,300							
	119		301,600							
	120		301,900							
	121		302,300							
	122		302,500							
	123		302,800							
	124		303,100							
	125		303,400							
再任用 職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100	440,200

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第2 公安職給料表（第3条関係）

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	164,900	180,600	207,100	247,100	290,800	317,300	345,900	380,700	422,000
	2	166,600	182,400	209,100	248,900	292,800	319,500	348,100	382,900	423,800
	3	168,400	184,200	211,100	250,700	294,900	321,800	350,400	385,000	425,700
	4	170,100	186,000	213,100	252,500	297,200	323,900	352,600	387,100	427,600
	5	171,600	187,900	215,100	254,200	299,000	326,200	354,600	388,900	429,000
	6	173,500	190,200	217,100	256,000	301,200	328,400	356,700	390,900	430,700
	7	175,300	192,500	219,100	257,600	303,300	330,700	358,900	392,700	432,300
	8	177,200	194,800	221,000	259,300	305,500	332,900	361,100	394,500	433,800
	9	178,900	197,000	223,100	260,700	307,500	334,800	363,000	396,300	435,400
	10	180,600	199,600	224,900	262,300	309,700	337,100	365,200	398,300	437,100
	11	182,300	202,100	226,700	263,600	312,000	339,300	367,300	400,300	438,700
	12	184,000	204,600	228,500	264,900	314,100	341,600	369,500	402,400	440,300
	13	185,900	206,900	230,400	266,500	316,200	343,600	371,500	404,100	441,400
	14	188,000	208,700	232,300	267,900	318,500	345,700	373,600	406,200	443,000
	15	190,100	210,500	234,200	269,000	320,700	347,900	375,800	408,200	444,800
	16	192,200	212,300	236,100	270,300	322,900	350,000	377,900	410,300	446,600
	17	194,400	214,200	237,700	271,300	324,800	352,200	379,600	412,000	448,200
	18	196,800	216,100	239,500	272,700	327,100	354,200	381,600	413,700	450,000
	19	199,200	218,000	241,300	274,100	329,200	356,300	383,500	415,400	451,800
	20	201,600	219,800	243,100	275,500	331,500	358,400	385,500	417,000	453,500
	21	204,100	221,500	244,700	276,800	333,500	360,300	387,300	418,700	455,100
	22	205,900	223,300	246,100	278,200	335,500	362,300	389,400	420,300	456,800
	23	207,700	225,100	247,300	279,500	337,600	364,300	391,500	421,700	458,400
24	209,500	226,900	248,600	281,000	339,600	366,400	393,500	423,200	460,200	

25	211,400	228,600	249,900	282,200	341,600	368,200	395,200	424,500	461,700
26	213,200	230,300	251,200	284,100	343,700	370,200	397,200	425,900	463,100
27	215,000	232,000	252,500	286,100	345,700	372,200	399,300	427,400	464,600
28	216,700	233,700	253,700	288,100	347,700	374,200	401,400	429,000	465,900
29	218,600	235,100	254,900	290,000	349,700	376,100	402,900	430,300	467,100
30	220,400	236,900	256,000	292,000	351,800	378,200	404,700	432,000	467,800
31	222,200	238,700	257,300	293,800	353,800	380,300	406,400	433,700	468,500
32	224,000	240,500	258,400	295,700	355,900	382,300	408,100	435,300	469,200
33	225,700	241,900	259,100	297,500	357,500	384,200	409,800	436,700	469,700
34	227,400	243,400	260,300	299,300	359,500	386,300	411,300	438,400	470,500
35	229,100	244,700	261,400	301,200	361,400	388,400	412,900	440,100	471,200
36	230,800	246,100	262,600	303,000	363,500	390,300	414,400	441,700	471,800
37	232,200	247,400	263,500	304,800	365,400	392,000	415,700	443,100	472,100
38	234,000	248,700	264,700	306,700	367,500	393,500	417,200	443,800	
39	235,800	249,900	265,700	308,600	369,500	394,800	418,700	444,500	
40	237,600	251,100	266,700	310,300	371,500	396,200	420,200	445,200	
41	239,000	252,300	267,900	312,200	373,500	397,400	421,700	445,600	
42	240,400	253,500	269,300	314,000	375,600	398,500	423,000	446,200	
43	241,700	254,600	270,600	315,900	377,700	399,500	424,300	446,900	
44	242,900	255,700	271,800	317,800	379,700	400,500	425,500	447,500	
45	244,200	256,600	272,900	319,500	381,400	401,700	426,500	448,300	
46	245,300	257,700	274,400	321,400	383,100	402,900	427,200	449,000	
47	246,300	258,800	275,900	323,300	384,700	404,000	428,000	449,500	
48	247,200	260,000	277,500	325,100	386,400	405,200	428,800	450,000	
49	248,100	260,900	279,300	326,700	387,800	406,500	429,300	450,500	
50	249,200	262,100	281,000	328,300	388,800	407,300	429,700	450,800	
51	250,400	263,100	282,700	329,800	389,800	408,100	430,100	451,100	
52	251,500	264,200	284,200	331,500	390,800	408,800	430,400	451,500	
53	252,300	265,400	285,700	333,100	392,100	409,300	430,700	451,900	
54	253,500	266,400	287,500	334,800	393,200	410,000	431,100	452,100	
55	254,400	267,800	289,200	336,600	394,300	410,700	431,400	452,400	
56	255,600	269,000	290,900	338,400	395,500	411,300	431,700	452,600	
57	256,600	270,000	292,500	339,500	396,800	412,000	432,000	453,000	
58	257,600	271,600	294,200	341,200	397,600	412,400	432,300		
59	258,400	273,000	296,000	342,800	398,400	413,000	432,600		
60	259,400	274,600	297,800	344,400	399,100	413,600	432,900		
61	260,500	276,200	299,200	346,000	399,600	414,000	433,200		
62	261,500	277,800	301,000	347,700	400,300	414,600	433,500		
63	262,600	279,400	302,800	349,400	401,000	415,100	433,800		
64	263,500	280,900	304,500	351,100	401,700	415,600	434,100		
65	264,600	282,400	306,000	352,700	402,000	416,100	434,400		
66	265,800	283,800	307,700	354,300	402,700	416,700	434,700		
67	267,000	285,300	309,200	355,900	403,400	417,100	435,000		
68	268,300	286,700	310,900	357,500	404,000	417,600	435,300		
69	269,500	288,300	312,400	358,700	404,400	418,000	435,500		

70	270,900	289,800	313,800	360,100	404,900	418,300	435,800
71	272,300	291,400	315,300	361,400	405,500	418,600	436,100
72	273,600	293,000	316,800	362,800	406,000	418,900	436,400
73	274,900	294,200	317,700	364,000	406,500	419,200	436,600
74	276,300	295,600	319,300	365,200	406,900	419,500	436,900
75	277,700	297,100	320,800	366,500	407,400	419,800	437,200
76	278,900	298,600	322,500	367,800	407,900	420,100	437,500
77	280,100	299,700	324,300	369,100	408,400	420,300	437,700
78	281,300	301,200	326,000	370,300	408,900	420,600	438,000
79	282,500	302,500	327,600	371,500	409,500	420,900	438,300
80	283,600	304,000	329,200	372,700	410,000	421,200	438,600
81	284,700	305,400	330,900	373,900	410,400	421,400	438,800
82	285,900	306,800	332,600	375,100	411,000	421,700	
83	287,200	308,100	334,200	376,200	411,500	422,000	
84	288,500	309,500	335,900	377,400	411,700	422,200	
85	289,700	310,600	337,300	378,500	412,000	422,400	
86	290,900	312,100	338,800	379,100		422,700	
87	292,000	313,400	340,300	379,600		423,000	
88	293,200	314,900	341,800	380,200		423,200	
89	294,300	316,400	343,100	380,800		423,400	
90	295,500	317,900	344,300	381,400		423,700	
91	296,600	319,300	345,600	382,000		424,000	
92	297,800	320,800	346,900	382,600		424,200	
93	298,500	322,100	348,300	382,900		424,400	
94	299,800	323,400	349,800	383,400			
95	300,900	324,800	351,300	384,000			
96	302,200	326,100	352,800	384,500			
97	303,300	327,300	354,100	384,900			
98	304,500	328,600	355,300	385,300			
99	305,700	329,900	356,400	385,900			
100	306,900	331,200	357,600	386,400			
101	308,100	332,600	358,700	386,800			
102	309,100	333,500	359,800	387,300			
103	310,200	334,600	360,900	387,900			
104	311,200	335,800	362,100	388,400			
105	312,000	336,900	363,300	388,700			
106	312,600	338,000	363,800	389,100			
107	313,200	339,000	364,400	389,600			
108	313,900	340,100	365,000	389,900			
109	314,400	341,300	365,600	390,200			
110	314,900	342,300	366,100	390,700			
111	315,400	343,300	366,600	391,200			
112	316,000	344,200	367,100	391,700			
113	316,800	345,100	367,500	392,000			
114	317,500	346,000	367,900	392,500			

115	318,200	347,000	368,500	393,000						
116	318,900	348,000	369,000	393,500						
117	319,500	349,000	369,400	393,800						
118	320,300	349,500	369,900	394,300						
119	321,000	350,100	370,500	394,800						
120	321,800	350,700	371,000	395,300						
121	322,400	351,000	371,100	395,700						
122	322,700	351,400	371,700	396,200						
123	323,200	351,900	372,200	396,600						
124	323,700	352,300	372,600	397,100						
125	324,000	352,700	373,100	397,500						
126		353,100	373,600							
127		353,600	374,100							
128		354,000	374,600							
129		354,400	374,900							
130		354,800	375,400							
131		355,200	375,900							
132		355,600	376,400							
133		355,800	376,700							
134		356,300	377,200							
135		356,700	377,600							
136		357,000	378,000							
137		357,300	378,300							
138		357,700	378,800							
139		358,200	379,300							
140		358,700	379,800							
141		359,000	380,100							
142		359,500	380,600							
143		360,000	381,100							
144		360,500	381,600							
145		360,800	381,900							
再任用 職員		240,700	252,400	256,500	287,800	304,300	318,400	342,000	377,100	408,700

備考

- この表は、警察官に適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第3 教育職給料表（第3条関係）

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900

3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
38	224,400	279,500	344,700	399,500	473,200
39	226,200	281,400	346,900	400,900	473,900
40	228,000	283,400	349,000	402,300	474,600
41	229,700	285,200	351,100	404,000	475,200
42	231,400	287,600	353,200	405,400	475,900
43	233,000	289,900	355,200	406,700	476,600
44	234,600	292,400	357,300	408,200	477,300
45	236,200	294,500	359,200	409,800	477,900
46	237,600	297,000	361,200	411,100	478,600
47	238,900	299,300	363,200	412,600	479,300

48	240,100	302,000	365,200	414,200	480,000
49	241,600	304,400	366,900	415,900	480,600
50	243,100	306,800	368,700	417,300	
51	244,300	309,300	370,600	418,900	
52	245,800	311,600	372,600	420,400	
53	247,000	313,900	374,500	422,100	
54	248,200	316,100	376,300	423,600	
55	249,600	318,200	378,100	425,200	
56	250,700	320,400	379,800	426,800	
57	252,000	322,600	381,300	428,300	
58	253,100	324,700	382,900	429,800	
59	254,200	326,900	384,600	431,000	
60	255,400	328,900	386,300	432,200	
61	256,700	331,000	387,500	433,400	
62	258,000	333,100	388,900	434,700	
63	259,400	335,300	390,300	436,000	
64	260,600	337,500	391,600	437,200	
65	261,900	339,400	393,000	438,400	
66	263,400	341,600	394,200	439,600	
67	264,900	343,700	395,600	440,800	
68	266,600	345,900	397,000	442,000	
69	268,100	347,800	398,300	443,200	
70	269,500	349,700	399,600	444,400	
71	270,900	351,800	401,000	445,600	
72	272,300	353,800	402,300	446,800	
73	273,400	355,500	403,600	447,900	
74	274,800	357,400	405,000	448,500	
75	276,200	359,200	406,400	449,000	
76	277,400	361,100	407,700	449,500	
77	278,800	363,000	408,900	450,000	
78	280,000	364,700	410,100	450,600	
79	281,200	366,400	411,400	451,100	
80	282,400	368,000	412,800	451,600	
81	283,500	369,500	414,100	452,100	
82	284,700	371,000	415,300	452,700	
83	285,900	372,500	416,300	453,200	
84	287,100	373,900	417,500	453,700	
85	288,300	375,000	418,700	454,200	
86	289,400	376,400	419,900	454,800	
87	290,500	377,800	421,100	455,300	
88	291,700	379,100	422,100	455,800	
89	292,900	380,400	423,200	456,300	
90	294,000	381,700	424,200		
91	295,200	382,900	425,200		
92	296,400	384,200	426,200		

93	297, 100	385, 500	427, 100
94	298, 100	386, 600	427, 900
95	299, 200	387, 900	428, 700
96	300, 400	389, 100	429, 500
97	301, 400	390, 500	430, 300
98	302, 500	391, 500	430, 700
99	303, 500	392, 600	431, 100
100	304, 600	393, 600	431, 500
101	305, 500	394, 500	431, 900
102	306, 600	395, 500	432, 200
103	307, 700	396, 600	432, 500
104	308, 700	397, 700	432, 800
105	309, 300	398, 400	433, 100
106	310, 200	399, 300	433, 400
107	311, 000	400, 200	433, 700
108	311, 800	401, 100	433, 900
109	312, 700	401, 900	434, 100
110	313, 100	402, 800	
111	313, 500	403, 600	
112	314, 000	404, 400	
113	314, 600	405, 000	
114	315, 000	405, 700	
115	315, 500	406, 400	
116	316, 000	407, 100	
117	316, 600	407, 700	
118	317, 100	408, 200	
119	317, 500	408, 600	
120	318, 000	409, 000	
121	318, 500	409, 400	
122	318, 900	409, 700	
123	319, 400	410, 000	
124	319, 900	410, 200	
125	320, 500	410, 400	
126	320, 800	410, 700	
127	321, 100	411, 000	
128	321, 400	411, 200	
129	321, 600	411, 400	
130	321, 900	411, 700	
131	322, 200	412, 000	
132	322, 500	412, 200	
133	322, 700	412, 400	
134	322, 900	412, 700	
135	323, 100	413, 000	
136	323, 400	413, 200	
137	323, 700	413, 400	

138	323,900				
139	324,200				
140	324,500				
141	324,700				
142	324,900				
143	325,200				
144	325,400				
145	325,700				
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900	
2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400	
3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900	
4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400	
5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800	
6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200	
7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700	
8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300	
9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700	
10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100	
11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500	
12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800	
13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100	
14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500	
15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900	
16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300	

17	185, 700	206, 400	296, 300	328, 200	428, 500
18	188, 300	208, 100	298, 800	330, 400	429, 800
19	190, 800	209, 800	301, 300	332, 700	431, 000
20	193, 300	211, 400	304, 000	334, 800	432, 300
21	195, 800	213, 200	306, 300	337, 100	433, 400
22	197, 500	215, 100	308, 900	339, 300	434, 600
23	199, 200	217, 000	311, 200	341, 600	435, 900
24	200, 900	218, 900	313, 900	343, 900	437, 200
25	202, 400	220, 600	316, 500	345, 800	438, 500
26	204, 000	222, 600	318, 800	347, 600	439, 700
27	205, 600	224, 600	321, 200	349, 500	440, 700
28	207, 100	226, 600	323, 400	351, 400	441, 800
29	208, 800	228, 500	325, 700	353, 200	443, 000
30	210, 500	231, 200	327, 700	355, 000	443, 800
31	212, 200	233, 900	329, 900	356, 700	444, 600
32	213, 900	236, 600	332, 100	358, 600	445, 500
33	215, 400	239, 200	334, 100	360, 200	446, 400
34	217, 100	242, 000	336, 200	361, 900	446, 900
35	218, 800	244, 600	338, 300	363, 600	447, 400
36	220, 500	247, 300	340, 300	365, 400	447, 900
37	222, 000	249, 800	342, 300	367, 300	448, 400
38	223, 700	252, 300	344, 200	368, 800	448, 900
39	225, 400	254, 800	346, 200	370, 300	449, 400
40	227, 100	257, 100	348, 100	371, 900	449, 900
41	228, 700	259, 800	349, 900	373, 100	450, 400
42	230, 400	262, 200	351, 700	374, 500	450, 900
43	232, 000	264, 400	353, 500	375, 900	451, 400
44	233, 600	266, 600	355, 200	377, 400	451, 900
45	235, 300	268, 800	357, 000	378, 900	452, 400
46	236, 800	271, 000	358, 700	380, 500	452, 900
47	238, 200	273, 200	360, 200	382, 100	453, 400
48	239, 600	275, 200	361, 800	383, 600	453, 900
49	241, 000	277, 500	363, 100	385, 000	454, 400
50	242, 400	279, 500	364, 600	386, 500	
51	243, 900	281, 400	366, 200	388, 000	
52	245, 100	283, 400	367, 800	389, 400	
53	246, 200	285, 200	369, 300	390, 600	
54	247, 600	287, 600	370, 800	391, 900	
55	248, 800	289, 900	372, 300	393, 000	
56	250, 000	292, 400	373, 800	394, 100	
57	251, 200	294, 500	375, 300	395, 500	
58	252, 400	297, 000	376, 700	396, 700	
59	253, 500	299, 300	378, 100	397, 900	
60	254, 700	302, 000	379, 400	399, 200	
61	256, 100	304, 400	380, 300	400, 400	

62	257,300	306,800	381,500	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,200	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,500	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	344,900	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	402,900	418,500
84	284,900	351,900	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,900
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,200	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	409,100	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,200	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,800
99	297,500	371,600	411,400	423,100
100	298,200	372,600	411,600	423,300
101	299,100	373,500	411,800	423,500
102	299,600	374,500	412,100	423,800
103	300,100	375,500	412,400	424,100
104	300,600	376,500	412,600	424,300
105	300,800	377,300	412,800	424,500
106	301,200	378,200	413,100	

107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900			
111	302,400	382,900			
112	302,700	383,900			
113	302,900	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,300			
116	303,600	387,200			
117	303,900	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
再任用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第4 研究職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円
以外の職員	1	141,700	191,400	278,000	329,500	387,700
	2	142,800	194,000	280,400	331,700	390,600
	3	144,000	196,400	282,800	333,900	393,300
	4	145,100	198,800	285,200	335,900	396,100
	5	146,200	201,300	287,500	337,800	398,300
	6	147,500	203,600	289,700	339,900	401,000
	7	148,800	205,900	291,700	342,000	403,700
	8	150,100	208,100	293,700	344,000	406,400
	9	151,200	210,200	295,900	345,900	409,000
	10	152,900	212,500	298,500	347,900	411,600
	11	154,500	215,000	301,100	350,000	414,300
	12	156,100	217,300	303,900	352,000	417,100
	13	157,600	219,500	306,100	354,000	419,700
	14	159,500	221,900	308,700	355,900	422,400
	15	161,400	224,300	311,200	357,700	425,200
	16	163,400	226,700	314,000	359,600	427,900
	17	165,200	229,000	316,600	361,500	430,400
	18	167,400	231,800	318,800	363,400	433,000
	19	169,600	234,700	321,000	365,300	435,500
	20	171,700	237,600	323,100	367,300	438,100
	21	173,900	240,100	325,400	368,900	440,600
	22	176,300	242,800	327,400	370,900	443,200
	23	178,600	245,300	329,400	372,700	445,800
	24	180,900	248,000	331,400	374,600	448,300
	25	183,000	250,700	333,500	376,100	450,500
	26	185,200	253,100	335,400	377,800	452,800
	27	187,300	255,400	337,200	379,700	455,300
	28	189,400	257,600	339,100	381,600	457,800
	29	191,500	260,300	341,000	383,400	460,300
	30	193,300	262,500	342,700	385,300	462,800
	31	195,100	264,400	344,200	387,200	465,300
	32	196,800	266,500	345,900	389,100	467,800
	33	198,600	268,400	347,300	390,700	470,100
	34	200,500	270,400	348,700	392,500	472,500

35	202,400	272,500	350,200	394,100	474,900
36	204,300	274,400	351,700	395,900	477,400
37	206,000	276,300	353,000	397,100	479,800
38	207,900	277,800	354,400	398,600	482,300
39	209,800	279,000	355,700	400,000	484,700
40	211,700	280,500	357,100	401,400	487,200
41	213,600	281,900	357,900	402,800	489,500
42	215,500	282,900	359,000	404,100	491,700
43	217,400	283,900	360,200	405,600	493,900
44	219,300	284,900	361,300	407,200	496,100
45	221,000	285,600	362,500	408,600	497,800
46	222,900	286,800	365,000	409,800	499,300
47	224,700	288,000	367,200	411,400	500,900
48	226,500	289,200	369,800	413,000	502,400
49	228,200	290,600	371,800	414,300	504,100
50	230,000	293,000	372,800	415,700	505,500
51	231,700	295,300	373,700	417,200	506,900
52	233,400	297,800	374,700	418,600	508,400
53	234,900	300,000	375,500	420,000	509,500
54	236,700	302,300	377,000	421,400	510,700
55	238,400	304,400	378,300	422,800	511,900
56	240,000	306,600	379,900	424,200	513,100
57	241,400	308,700	380,800	425,300	514,000
58	242,600	310,800	381,400	426,600	515,000
59	243,600	312,900	382,200	428,000	516,000
60	244,700	315,000	383,000	429,300	517,000
61	245,800	316,800	383,800	430,100	518,100
62	246,900	318,900	384,400	431,000	519,000
63	247,800	321,100	385,100	432,000	519,700
64	248,900	323,000	385,800	432,900	520,400
65	250,100	325,000	386,500	433,800	521,200
66	251,200	327,300	387,200	434,600	
67	252,300	328,800	387,800	435,200	
68	253,200	329,300	388,400	436,000	
69	254,100	329,600	389,100	436,400	
70	255,500	330,100	389,800	437,000	
71	257,000	330,600	390,400	437,500	
72	258,400	331,100	391,000	438,000	
73	259,800	331,400	391,600	438,500	
74	261,200	331,800	392,200	439,100	
75	262,600	332,300	392,800	439,600	
76	263,700	332,800	393,400	440,100	
77	264,800	333,300	394,000	440,600	
78	266,000	333,800	394,500	441,200	
79	267,300	334,300	395,000	441,700	

80	268,400	334,800	395,500	442,200
81	269,800	335,300	396,200	442,700
82	271,100	335,800	396,600	
83	272,400	336,300	397,100	
84	273,600	336,800	397,700	
85	274,700	337,300	398,400	
86	275,800	337,700	398,700	
87	277,100	338,200	399,200	
88	278,300	338,600	399,800	
89	279,300	339,100	400,500	
90	280,500	339,500	400,800	
91	281,600	340,000	401,300	
92	282,800	340,400	401,900	
93	283,800	340,900	402,600	
94	284,800	341,300	402,900	
95	285,800	341,800	403,100	
96	286,800	342,200	403,400	
97	287,300	342,700	403,800	
98	288,200	343,100	404,100	
99	288,900	343,500	404,200	
100	289,800	343,900	404,400	
101	290,700	344,300	404,700	
102	291,400	344,500		
103	292,100	344,700		
104	292,800	344,900		
105	293,500	345,100		
106	294,000	345,300		
107	294,500	345,500		
108	295,000	345,700		
109	295,200	345,900		
110	295,600	346,100		
111	295,900	346,300		
112	296,200	346,500		
113	296,500	346,700		
114	296,800	346,900		
115	297,100	347,100		
116	297,400	347,300		
117	297,700	347,500		
118	298,100	347,700		
119	298,400	347,900		
120	298,800	348,100		
121	299,100	348,300		
122	299,300			
123	299,500			
124	299,700			

	125	299,800				
	126	300,000				
	127	300,200				
	128	300,400				
	129	300,500				
	130	300,700				
	131	300,900				
	132	301,100				
	133	301,200				
	134	301,400				
	135	301,600				
	136	301,800				
	137	301,900				
	138	302,100				
	139	302,300				
	140	302,500				
	141	302,600				
	142	302,800				
	143	303,000				
	144	303,200				
	145	303,300				
	146	303,500				
	147	303,700				
	148	303,900				
	149	304,000				
	150	304,200				
	151	304,400				
	152	304,600				
再任用職員		216,700	257,900	282,700	325,100	383,600

備考

1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第5 医療職給料表（第3条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円
以外の職員	1	245,200	330,500	395,500	470,600
	2	247,700	333,500	398,400	472,900
	3	250,200	336,400	401,300	475,100
	4	252,700	339,400	404,100	477,400
	5	255,000	342,100	406,800	479,700

6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700
48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600

51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	
55	385,600	459,000	510,700	
56	386,500	460,200	512,000	
57	387,400	461,400	513,000	
58	388,300	462,400	513,800	
59	389,100	463,400	514,600	
60	389,900	464,400	515,400	
61	390,600	465,200	516,300	
62	391,100	465,900	517,100	
63	391,500	466,600	518,000	
64	392,000	467,300	518,800	
65	392,300	468,000	519,700	
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200		
83		478,700		
84		479,200		
85		479,600		
再任用職員	295,400	337,800	392,200	465,200

備考

この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	146,500	184,400	219,800	245,900	278,100	325,500	370,300
	2	147,900	186,000	221,400	247,300	280,100	327,500	373,000

3	149,300	187,600	223,000	248,500	282,300	329,700	375,600
4	150,700	189,200	224,600	249,900	284,400	331,900	378,300
5	151,900	190,700	226,000	251,100	286,600	333,900	380,700
6	153,700	192,300	227,600	252,300	288,700	336,100	383,400
7	155,400	193,900	229,100	253,500	290,800	338,200	386,000
8	157,100	195,400	230,700	254,600	292,900	340,400	388,700
9	158,800	197,000	232,000	255,900	294,900	342,300	390,800
10	160,500	198,700	233,500	256,900	297,100	344,400	393,100
11	162,200	200,300	234,900	257,900	299,200	346,600	395,300
12	164,000	202,000	236,100	258,900	301,400	348,700	397,500
13	165,500	203,600	237,800	260,200	303,600	350,300	399,600
14	167,400	205,200	239,200	261,700	305,500	352,300	401,600
15	169,400	206,800	240,400	263,300	307,600	354,200	403,600
16	171,300	208,400	241,800	264,800	309,600	356,200	405,700
17	173,200	209,900	242,900	266,300	311,700	358,100	407,500
18	175,100	211,500	244,100	268,100	313,700	360,100	409,500
19	176,900	213,200	245,300	269,900	315,800	362,100	411,400
20	178,800	214,900	246,500	271,700	317,900	364,100	413,500
21	180,700	216,200	247,900	273,500	319,800	365,900	415,300
22	182,200	217,700	248,900	275,300	321,800	367,900	416,900
23	183,700	219,100	249,900	277,100	323,700	370,000	418,500
24	185,200	220,600	251,000	278,800	325,700	372,100	420,000
25	186,800	222,000	252,200	280,600	327,600	373,500	421,500
26	188,300	223,400	253,600	282,500	329,500	375,300	422,800
27	189,800	224,700	255,000	284,400	331,500	377,100	424,100
28	191,200	226,000	256,500	286,200	333,500	378,800	425,400
29	192,700	227,400	257,900	288,200	335,000	380,600	426,700
30	194,000	228,800	259,600	290,000	336,800	382,100	427,900
31	195,300	230,300	261,300	291,800	338,500	383,700	429,100
32	196,600	231,700	262,900	293,700	340,300	385,400	430,200
33	198,000	233,000	264,400	295,400	342,000	386,700	431,400
34	199,400	234,300	266,200	297,100	343,800	388,000	432,600
35	200,800	235,300	267,900	298,900	345,700	389,300	433,800
36	202,200	236,600	269,600	300,700	347,500	390,500	435,000
37	203,300	238,000	271,100	302,200	349,300	391,600	436,300
38	204,600	239,300	272,800	303,900	351,000	392,800	437,100
39	205,900	240,400	274,500	305,500	352,600	393,900	437,500
40	207,200	241,700	276,100	307,100	354,300	395,000	438,200
41	208,400	243,000	277,800	308,900	355,500	395,800	438,700
42	209,600	244,200	279,400	310,600	356,600	396,600	439,100
43	210,800	245,400	281,100	312,200	357,800	397,400	439,500
44	212,000	246,500	282,800	313,900	359,000	398,200	439,900
45	213,200	247,600	284,300	315,000	360,200	398,600	440,300
46	214,300	249,000	286,000	316,400	361,000	399,200	
47	215,300	250,500	287,700	317,900	362,200	399,700	

48	216,400	251,900	289,300	319,500	363,300	400,100
49	217,400	253,500	290,700	320,900	364,300	400,500
50	218,400	254,900	292,300	322,200	365,300	400,800
51	219,300	256,300	293,700	323,400	366,300	401,100
52	220,300	257,600	295,300	324,700	367,300	401,400
53	220,900	258,700	296,700	325,800	368,100	401,700
54	221,800	260,100	298,200	326,800	368,900	402,000
55	222,500	261,500	299,600	327,900	369,800	402,300
56	223,500	262,800	301,100	328,900	370,700	402,600
57	224,200	263,800	302,300	329,400	371,200	402,900
58	225,100	265,100	303,500	330,300	372,000	403,200
59	225,800	266,400	304,700	331,100	372,800	403,500
60	226,600	267,700	306,100	332,000	373,600	403,900
61	227,500	268,600	307,400	332,800	374,000	404,100
62	228,300	269,800	308,600	333,100	374,700	404,400
63	229,200	271,100	309,900	333,700	375,400	404,700
64	230,300	272,400	311,100	334,400	376,100	405,000
65	230,900	273,400	312,500	335,000	376,500	405,200
66	231,700	274,500	313,300	335,700	377,100	
67	232,500	275,500	314,100	336,400	377,800	
68	233,300	276,600	314,900	337,100	378,400	
69	234,000	277,700	315,500	337,800	378,800	
70	234,700	278,700	316,200	338,300	379,300	
71	235,400	279,800	316,900	338,900	379,800	
72	236,000	280,900	317,500	339,500	380,300	
73	236,700	281,700	318,200	339,800	380,900	
74	237,500	282,400	318,400	340,400	381,400	
75	238,300	282,900	319,000	340,900	382,000	
76	239,000	283,700	319,600	341,500	382,600	
77	239,600	284,500	320,200	342,000	383,100	
78	240,200	285,100	320,700	342,500	383,600	
79	240,800	285,700	321,200	343,000	384,100	
80	241,400	286,300	321,700	343,400	384,600	
81	241,700	287,000	322,300	343,700	384,900	
82	242,100	287,500	322,800	344,000	385,400	
83	242,500	287,900	323,200	344,400	385,800	
84	242,900	288,300	323,700	344,700	386,200	
85	243,300	288,500	324,200	345,200	386,600	
86		288,700	324,600	345,500		
87		288,900	324,800	345,800		
88		289,100	325,200	346,100		
89		289,500	325,600	346,500		
90		289,700	326,000	346,800		
91		289,900	326,400	347,200		
92		290,100	326,800	347,500		

93	290,500	327,100	347,900				
94	290,700	327,300	348,200				
95	290,900	327,700	348,500				
96	291,200	328,000	348,800				
97	291,600	328,200	349,100				
98	291,900	328,500	349,500				
99	292,100	328,800	349,900				
100	292,400	329,100	350,300				
101	292,700	329,300	350,800				
102	292,900	329,600	351,200				
103	293,100	330,000	351,600				
104	293,400	330,200	352,000				
105	293,700	330,300	352,500				
106		330,600	352,900				
107		331,000	353,300				
108		331,200	353,700				
109		331,400	354,200				
110		331,800					
111		332,200					
112		332,600					
113		332,800					
114		333,200					
115		333,600					
116		334,000					
117		334,200					
118		334,600					
119		335,000					
120		335,400					
121		335,600					
122		336,000					
123		336,400					
124		336,800					
125		337,000					
再任用職員	187,900	214,500	242,700	256,100	281,300	322,000	364,200

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員		円	円	円	円	円	円	円
以外の職員	1	160,100	187,600	236,000	258,900	284,100	328,800	373,300

2	161,500	189,700	237,800	259,900	285,900	330,900	375,900
3	163,000	191,800	239,600	260,800	287,700	333,000	378,600
4	164,400	193,800	241,400	261,900	289,600	335,200	381,200
5	165,900	195,900	242,800	262,700	291,400	337,300	383,400
6	167,400	198,200	244,100	263,700	293,200	339,400	385,800
7	168,900	200,500	245,300	264,500	295,100	341,600	388,100
8	170,400	202,800	246,600	265,500	296,900	343,700	390,400
9	171,700	205,200	247,700	266,600	298,800	345,300	392,400
10	173,400	206,600	248,800	267,400	300,700	347,300	394,500
11	175,000	208,000	249,700	268,500	302,500	349,200	396,700
12	176,600	209,400	250,600	269,700	304,400	351,200	399,000
13	178,100	210,800	251,900	271,000	306,100	353,200	400,900
14	180,100	212,300	253,000	272,300	307,700	355,300	402,900
15	182,100	213,800	253,800	273,500	309,500	357,400	405,100
16	184,100	215,000	254,800	275,000	311,300	359,400	407,300
17	186,300	216,400	255,600	276,300	313,100	361,400	409,300
18	188,400	217,900	256,500	277,700	314,700	363,400	411,500
19	190,500	219,400	257,500	278,900	316,400	365,500	413,700
20	192,600	220,900	258,400	280,300	318,100	367,600	415,800
21	194,700	222,300	259,300	281,900	319,600	369,300	417,700
22	196,900	224,000	260,300	283,500	321,100	371,400	419,600
23	199,100	225,700	261,200	285,000	322,700	373,500	421,400
24	201,300	227,400	262,200	286,400	324,200	375,500	423,300
25	203,300	228,800	263,400	287,700	325,800	377,500	425,000
26	204,600	230,500	264,700	289,500	327,200	379,100	426,600
27	205,900	232,200	265,900	291,300	328,700	381,000	428,300
28	207,200	233,900	267,200	293,000	330,300	382,900	429,900
29	208,400	235,500	268,400	294,600	331,600	384,700	431,200
30	209,600	236,900	269,900	296,200	333,100	386,400	432,500
31	210,900	238,200	271,500	297,800	334,500	388,300	434,100
32	212,100	239,300	272,900	299,500	336,000	390,100	435,600
33	213,400	240,600	274,500	300,900	337,600	391,800	437,300
34	214,700	241,700	276,000	302,400	339,100	393,500	438,900
35	216,000	242,600	277,300	304,000	340,700	395,300	440,300
36	217,300	243,700	278,600	305,600	342,200	397,000	441,700
37	218,700	244,800	280,200	307,100	343,900	398,600	442,800
38	220,100	245,900	281,600	308,500	345,500	400,300	444,100
39	221,400	246,800	283,100	310,000	347,000	402,100	445,400
40	222,800	247,900	284,500	311,600	348,600	403,900	446,800
41	223,800	248,600	286,100	313,200	349,800	405,400	447,800
42	225,200	249,500	287,600	314,600	351,300	406,900	448,500
43	226,600	250,400	289,100	316,000	352,800	408,400	449,300
44	228,000	251,300	290,700	317,500	354,200	409,700	449,900
45	229,200	252,100	292,000	318,500	355,800	410,800	450,800
46	230,600	253,100	293,400	319,900	356,800	411,900	451,500

47	231,900	254,000	294,900	321,300	358,300	413,000	452,300
48	233,200	255,000	296,400	322,800	359,600	414,200	453,100
49	234,300	256,000	297,700	323,900	361,000	415,500	453,800
50	235,400	257,200	299,000	325,300	362,400	416,600	454,500
51	236,400	258,400	300,300	326,600	363,700	417,800	455,200
52	237,500	259,600	301,700	327,900	365,100	418,900	456,000
53	238,600	260,700	303,200	329,300	366,600	420,100	456,800
54	239,700	262,200	304,500	330,700	367,800	421,100	
55	240,700	263,600	305,900	332,100	368,900	422,200	
56	241,700	265,000	307,300	333,400	370,100	423,300	
57	242,600	266,600	308,300	334,300	371,200	424,400	
58	243,600	268,200	309,500	335,600	372,100	424,900	
59	244,300	269,700	310,700	336,800	373,100	425,500	
60	245,300	271,200	312,100	338,100	374,100	425,900	
61	246,200	272,600	313,200	339,200	374,700	426,500	
62	247,200	274,100	314,500	340,100	375,500	427,000	
63	248,000	275,600	315,800	341,300	376,300	427,400	
64	249,000	276,900	317,000	342,600	377,100	427,900	
65	249,900	278,500	318,300	343,700	377,800	428,500	
66	250,900	280,000	319,600	344,900	378,500	428,900	
67	252,000	281,500	320,900	346,100	379,300	429,200	
68	252,900	283,000	322,200	347,200	380,000	429,500	
69	253,700	284,100	322,900	348,200	380,600	429,900	
70	254,800	285,600	324,000	349,200	381,200		
71	255,900	287,100	325,100	350,300	381,900		
72	257,100	288,500	326,000	351,400	382,500		
73	258,500	289,700	327,300	352,200	383,200		
74	259,800	291,100	328,000	353,300	383,700		
75	261,100	292,400	329,100	354,400	384,300		
76	262,300	293,700	330,300	355,500	384,800		
77	263,300	295,200	331,400	356,200	385,200		
78	264,400	296,500	332,600	357,000	385,800		
79	265,700	297,700	333,700	357,800	386,300		
80	266,900	299,000	334,900	358,500	386,600		
81	268,000	299,700	336,000	359,100	386,900		
82	269,000	300,900	337,100	359,600	387,400		
83	270,100	302,000	338,100	360,200	387,800		
84	271,200	303,200	339,200	360,700	388,100		
85	272,000	304,300	340,100	361,300	388,400		
86	272,900	305,500	341,100	361,800	388,900		
87	274,000	306,700	342,000	362,400	389,400		
88	275,100	307,800	343,000	362,900	389,800		
89	276,100	309,100	344,000	363,300	390,100		
90	277,000	310,300	344,800	363,700	390,500		
91	277,900	311,500	345,600	364,300	391,000		

92	278,900	312,700	346,400	364,800	391,400
93	279,900	313,500	347,000	365,100	391,800
94	280,900	314,200	347,600	365,600	
95	281,800	314,900	348,300	366,000	
96	282,800	315,500	348,900	366,300	
97	283,600	316,200	349,300	366,900	
98	284,400	316,500	349,700	367,400	
99	285,000	317,100	350,200	367,900	
100	285,900	317,800	350,600	368,400	
101	286,700	318,200	351,100	369,000	
102	287,500	318,800	351,500	369,500	
103	288,300	319,400	352,000	370,000	
104	289,100	320,000	352,400	370,400	
105	289,800	320,400	352,700	371,000	
106	290,300	320,900	353,200	371,500	
107	290,800	321,400	353,600	372,000	
108	291,300	321,900	353,900	372,500	
109	291,500	322,300	354,400	373,100	
110	291,800	322,700	354,900	373,500	
111	292,000	323,000	355,400	374,000	
112	292,400	323,300	355,900	374,500	
113	292,700	323,700	356,400	375,100	
114	292,900	324,100	356,900		
115	293,300	324,500	357,400		
116	293,600	324,800	357,800		
117	293,900	325,000	358,200		
118	294,200	325,300	358,600		
119	294,500	325,700	359,100		
120	294,900	325,900	359,600		
121	295,200	326,100	360,000		
122	295,600	326,400	360,500		
123	295,900	326,700	361,000		
124	296,300	327,000	361,500		
125	296,500	327,200	361,800		
126	296,700	327,500	362,300		
127	297,000	327,900	362,800		
128	297,400	328,100	363,300		
129	297,600	328,200	363,600		
130	297,900	328,500			
131	298,300	328,900			
132	298,700	329,100			
133	298,900	329,400			
134	299,200	329,800			
135	299,600	330,200			
136	299,900	330,600			

137	300,100	330,900						
138	300,400	331,300						
139	300,800	331,700						
140	301,100	332,100						
141	301,300	332,400						
142	301,700	332,800						
143	302,100	333,100						
144	302,400	333,500						
145	302,500	333,800						
146	302,800	334,200						
147	303,100	334,600						
148	303,500	335,000						
149	303,700	335,300						
150	303,900	335,700						
151	304,200	336,100						
152	304,500	336,500						
153	304,900	336,800						
154	305,100	337,200						
155	305,300	337,600						
156	305,600	338,000						
157	305,900	338,300						
再任用職員		234,300	254,600	261,800	272,000	288,300	325,400	369,800

備考

- この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第6 海事職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円
1		149,200	222,900	267,700	316,700	353,700
2		150,500	224,600	269,500	318,700	356,000
3		151,800	226,100	271,300	320,800	358,200
4		153,100	227,500	273,100	322,900	360,700
5		154,200	228,800	274,400	325,100	362,900
6		155,700	230,500	276,300	327,000	366,000
7		157,300	232,200	278,100	328,600	369,200
8		158,800	233,900	279,900	330,300	372,100
9		160,100	235,400	281,400	331,900	375,000
10		161,600	237,100	283,900	334,200	378,100
11		163,100	238,900	286,100	336,500	381,200
12		164,700	240,600	288,300	339,000	384,200
13		166,100	242,200	290,900	341,100	387,100

14	167,800	244,000	293,500	343,400	389,800
15	169,500	245,800	295,700	345,700	392,600
16	171,200	247,500	298,100	348,100	395,300
17	172,800	249,200	300,400	350,500	398,100
18	174,800	251,100	302,600	353,000	400,100
19	176,700	253,000	304,800	355,400	402,100
20	178,600	254,600	306,900	357,800	404,200
21	180,300	256,200	308,900	360,200	405,900
22	182,100	257,600	310,100	362,600	407,800
23	183,900	259,100	311,200	364,800	409,700
24	185,700	260,800	312,400	367,100	411,700
25	188,800	262,400	313,700	369,400	413,300
26	191,000	264,300	315,300	371,800	414,900
27	193,200	266,000	316,800	374,200	416,700
28	195,400	267,600	318,400	376,500	418,400
29	197,500	268,800	319,700	378,600	419,500
30	199,400	270,600	321,300	380,700	421,100
31	201,300	272,200	322,900	382,900	422,600
32	203,200	273,800	324,600	385,000	424,200
33	205,000	275,300	326,200	386,900	425,800
34	206,600	276,700	327,800	388,600	427,100
35	208,200	278,200	329,100	390,300	428,400
36	209,800	279,600	330,600	392,100	429,600
37	211,400	281,000	332,100	393,800	430,800
38	213,000	282,300	333,700	395,200	431,800
39	214,400	283,500	335,300	396,700	432,800
40	215,900	284,800	336,700	398,200	433,800
41	217,100	286,400	338,200	398,900	434,200
42	218,500	287,700	339,600	400,200	434,800
43	219,900	289,000	341,100	401,400	435,500
44	221,200	290,300	342,600	402,800	436,200
45	222,200	291,800	344,000	404,200	436,800
46	223,600	293,100	345,400	405,600	437,100
47	225,000	294,400	346,800	407,000	437,700
48	226,400	295,700	348,200	408,300	438,300
49	227,700	296,700	349,300	409,600	438,700
50	229,000	297,900	350,700	410,500	439,400
51	230,400	298,900	352,100	411,400	440,100
52	231,800	300,200	353,500	412,300	440,800
53	233,100	301,500	354,900	412,500	441,400
54	234,600	302,600	356,300	412,900	442,100
55	236,000	303,600	357,600	413,400	442,800
56	237,300	304,500	359,000	413,900	443,400
57	238,400	305,600	359,800	414,300	443,800
58	239,300	306,600	361,000	414,500	444,500

59	240,000	307,700	362,100	415,100	445,200
60	241,100	308,700	363,400	415,600	445,900
61	241,800	309,700	364,500	416,000	446,300
62	243,100	310,600	365,100	416,600	446,600
63	244,200	311,700	365,600	417,200	446,900
64	245,400	312,700	366,200	417,800	447,200
65	246,200	313,500	366,600	418,400	447,400
66	247,500	314,400	367,100	419,000	447,700
67	248,700	315,200	367,600	419,500	448,000
68	250,200	316,100	368,100	420,100	448,300
69	251,200	317,000	368,300	420,700	448,500
70	252,600	317,700	368,600	421,200	448,800
71	253,900	318,300	369,000	421,800	449,100
72	255,100	319,000	369,300	422,400	449,300
73	256,300	319,300	369,800	422,900	449,500
74	257,700	319,800	370,000	423,500	
75	259,100	320,300	370,500	424,000	
76	260,500	320,700	371,000	424,600	
77	261,500	321,200	371,400	425,100	
78	262,900	321,700	371,900	425,700	
79	264,100	322,300	372,400	426,400	
80	265,300	322,900	372,900	427,000	
81	266,400	323,500	373,400	427,300	
82	267,700	323,900	373,800	427,900	
83	268,900	324,200	374,300	428,600	
84	270,200	324,500	374,800	429,200	
85	271,200	324,700	375,200	429,600	
86	272,400	325,000	375,700	430,100	
87	273,400	325,200	376,100	430,800	
88	274,700	325,500	376,600	431,500	
89	276,000	325,800	377,100	431,700	
90	277,200	326,100	377,600		
91	278,400	326,300	378,100		
92	279,300	326,600	378,600		
93	280,300	326,800	378,900		
94	281,200	327,000	379,300		
95	282,100	327,400	379,800		
96	283,000	327,800	380,200		
97	283,900	328,000	380,700		
98	284,600	328,300	381,000		
99	285,200	328,700	381,500		
100	285,800	329,100	381,900		
101	286,300	329,200	382,500		
102	286,900	329,400			
103	287,500	329,600			

104	288,000	329,900			
105	288,600	330,200			
106	289,200	330,500			
107	289,700	330,700			
108	290,300	331,000			
109	290,700	331,300			
110	291,000	331,600			
111	291,400	331,900			
112	291,800	332,200			
113	292,000	332,400			
114	292,400				
115	292,800				
116	293,100				
117	293,300				
118	293,700				
119	294,100				
120	294,500				
121	294,700				
122	294,900				
123	295,100				
124	295,400				
125	295,800				
126	296,100				
127	296,300				
128	296,500				
129	296,800				
再任用職員	228,800	230,800	278,900	319,600	348,400

備考

1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

1 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するもの</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p>

として人事委員会規則で定める職員（以下「行政9級職員等」という。）に対しては支給しない。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 略
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 略

(5) 略

(6) 略

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等 1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政8級職員等」という。）にあっては3,500円）

(2) 前項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1人につき7,900円

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族（行政9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項、第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 略
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 略

(4) 略

(5) 略

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万500円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。

4 略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1

の不在職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間

号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級職員等が行政9級職員等以外の職員となつた場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員となつた場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政9級職員等以外のものが行政9級職員等となつた場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政8級職員等及び行政9級職員等以外のものが行政8級職員等となつた場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の114.5、12月に支給する場合においては100分の128.5を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の94.5、12月に支給する場合においては100分の108.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する

にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(期末手当)

第16条の4 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の117、12月に支給する場合においては100分の126を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。次項及び第16条の7第2項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の97、12月に支給する場合においては100分の106を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

略

3 前項の規定にかかわらず、再任用職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する

場合においては100分の62、12月に支給する場合においては100分の68.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52、12月に支給する場合においては100分の58.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の68を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の52.5、12月に支給する場合においては100分の58を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、前項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

4～6 略

（任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>（給与に関する特例）</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>394,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>454,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		号 給	給料月額	1	394,000円	2	454,000円	3	略	4	略	5	略	6	略	<p>（給与に関する特例）</p> <p>第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>393,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>453,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		号 給	給料月額	1	393,000円	2	453,000円	3	略	4	略	5	略	6	略
号 給	給料月額																														
1	394,000円																														
2	454,000円																														
3	略																														
4	略																														
5	略																														
6	略																														
号 給	給料月額																														
1	393,000円																														
2	453,000円																														
3	略																														
4	略																														
5	略																														
6	略																														
<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の998を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>328,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>364,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>392,000円</td> </tr> </tbody> </table>		号 給	給料月額	1	328,000円	2	364,000円	3	392,000円	<p>2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に1,000分の989を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。）を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>327,000円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>363,000円</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>391,000円</td> </tr> </tbody> </table>		号 給	給料月額	1	327,000円	2	363,000円	3	391,000円												
号 給	給料月額																														
1	328,000円																														
2	364,000円																														
3	392,000円																														
号 給	給料月額																														
1	327,000円																														
2	363,000円																														
3	391,000円																														
3～7 略		3～7 略																													

<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の117」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の126</u>」とあるのは「<u>100分の152</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の117」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の136</u>」とあるのは「<u>100分の162</u>」とする。</p>
---	---

第5条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「100分の152」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の117</u>」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の126</u>」とあるのは「100分の152」とする。</p>

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の998</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>372,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>420,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の117」とあるのは「<u>100分の148</u>」と、「<u>100分の126</u>」とあるのは「<u>100分の152</u>」とする。</p>	号 給	給料月額	1	<u>372,000円</u>	2	<u>420,000円</u>	3	略	4	略	5	略	6	略	7	略	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表（同表に定める給料月額に<u>1,000分の989</u>を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。以下同じ。）を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>419,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～6 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「100分の117」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の136</u>」とあるのは「<u>100分の162</u>」とする。</p>	号 給	給料月額	1	<u>371,000円</u>	2	<u>419,000円</u>	3	略	4	略	5	略	6	略	7	略
号 給	給料月額																																
1	<u>372,000円</u>																																
2	<u>420,000円</u>																																
3	略																																
4	略																																
5	略																																
6	略																																
7	略																																
号 給	給料月額																																
1	<u>371,000円</u>																																
2	<u>419,000円</u>																																
3	略																																
4	略																																
5	略																																
6	略																																
7	略																																

第7条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の114.5</u>」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の128.5</u>」とあるのは「100分の152」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の117</u>」とあるのは「100分の148」と、「<u>100分の126</u>」とあるのは「100分の152」とする。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,143,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 <u>900,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会 委員長</td> <td>月額 <u>191,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,143,000円</u>	副知事	月額 <u>900,000円</u>	教育委員会 委員長	月額 <u>191,000円</u>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p> <p>別表第1（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">報酬又は給料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>月額 <u>1,131,000円</u></td> </tr> <tr> <td>副知事</td> <td>月額 <u>890,000円</u></td> </tr> <tr> <td>教育委員会 委員長</td> <td>月額 <u>189,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,131,000円</u>	副知事	月額 <u>890,000円</u>	教育委員会 委員長	月額 <u>189,000円</u>
区分	報酬又は給料の額																
知事	月額 <u>1,143,000円</u>																
副知事	月額 <u>900,000円</u>																
教育委員会 委員長	月額 <u>191,000円</u>																
区分	報酬又は給料の額																
知事	月額 <u>1,131,000円</u>																
副知事	月額 <u>890,000円</u>																
教育委員会 委員長	月額 <u>189,000円</u>																

の委員	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>156,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	日額 <u>25,900円</u>
	委員	日額 <u>22,000円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>548,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>88,000円</u>
		識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 <u>228,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>156,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>191,000円</u>
	公益委員	月額 <u>156,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>135,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>25,900円</u>
	委員	日額 <u>22,000円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>15,000円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>17,000円</u>
	委員	日額 <u>15,000円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>191,000円</u>
	委員	月額 <u>156,000円</u>
専門委員		日額 <u>15,000円</u> 以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,100円</u> 以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>15,000円</u>
略		

の委員	委員（教育長である者を除く。）	月額 <u>154,000円</u>
選挙管理委員会の委員	委員長	日額 <u>25,600円</u>
	委員	日額 <u>21,800円</u>
監査委員	常勤の監査委員	月額 <u>542,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の監査委員	議会の議員のうちから選任された監査委員 月額 <u>87,000円</u>
		識見を有する者のうちから選任された監査委員 月額 <u>226,000円</u>
人事委員会の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>
	委員	月額 <u>154,000円</u>
労働委員会の委員	会長	月額 <u>189,000円</u>
	公益委員	月額 <u>154,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>134,000円</u>
収用委員会の委員	会長	日額 <u>25,600円</u>
	委員	日額 <u>21,800円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	日額 <u>16,800円</u>
	委員	日額 <u>14,800円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	日額 <u>16,800円</u>
	委員	日額 <u>14,800円</u>
公安委員会の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>
	委員	月額 <u>154,000円</u>
専門委員		日額 <u>14,800円</u> 以内
附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員		日額 <u>10,000円</u> 以内
鳥取県男女共同参画推進員		日額 <u>14,800円</u>
略		

第9条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の132.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の136.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>	<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の135</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>5 略</p>
---	---

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万9,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万1,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第11条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては<u>100分の132.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の136.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の135、12月に支給する場合においては<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職</p>

員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

(土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例の一部改正)

第12条 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例(昭和38年鳥取県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,100円</u> とする。	(手当の額) 第4条 略 2 参考人の手当の額は、1日につき <u>10,000円</u> とする。

#### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条、第8条(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(以下「知事等条例」という。))第2条の規定の適用を受ける職員以外の職員に関する部分に限る。)、第9条、第11条及び第12条の規定並びに附則第7項から第10項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

2 この条例の施行の際現に職員(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが相当と認める者として人事委員会が定める者を含む。)、任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第6条、任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。))第7条並びに知事等条例第2条及び第3条の規定の適用を受ける職員又は教育長である者については、第1条中給与条例第7条の3の改正規定、第2条の改正規定、第4条中任期付研究員条例第6条の改正規定、第6条中任期付職員条例第7条の改正規定、第8条中知事等条例別表第1の改正規定及び第10条中教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「教育長条例」という。))第2条第2項の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例(以下この項、次項及び第6項において「改正後の給与条例」という。)、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例(以下この項において「改正後の任期付研究員条例」という。))、第6条の規定による改正後の任期付職員条例(以下この項において「改正後の任期付職員条例」という。))、第8条の規定による改正後の知事等条例(以下この項において「改正後の知事等条例」という。))又は第10条の規定による改正後の教育長条例(以下この項において「改正後の教育長条例」という。))の規定を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例(以下この項、次項及び第6項において「改正前の給与条例」という。))、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例、第8条の規定による改正前の知事等条例又は第10条の規定による改正前の教育長条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替期間における異動者の号給等)

4 平成28年4月1日(以下「切替日」という。))からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の給与条例の規

定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成29年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当については、第3条の規定による改正後の給与条例第8条の規定にかかわらず、次の表に定める額の扶養手当を支給する。

扶養親族	職務の級	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第1号に掲げる扶養親族	行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政8級職員等」という。）及び行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（以下「行政9級職員等」という。）以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	行政8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	行政9級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族	全ての級の職員	6,700円	7,900円	7,900円
第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第3号から第6号までに掲げる扶養親族	行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円
	行政8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	行政9級職員等	6,500円	6,500円	3,500円

備考 職員に配偶者がいない場合にあつては、この表の平成29年度の欄中「6,700円」とあるのは「6,700円（そのうち1人については10,000円）」と、「6,500円」とあるのは「6,500円（第3条の規定による改正後の給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」とする。

8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、第3条の規定による改正後の給与条例第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3条の規定による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

9 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、第3条の規定による改正後の給与条例第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、第3条の規定による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員

等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

10. 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、第3条の規定による改正後の給与条例第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第3条の規定による改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が」とあるのは「行政8級職員等又は行政9級職員等が」と、同項第6号中「が行政8級職員等」とあるのは「が行政8級職員等又は行政9級職員等」とする。

（人事委員会への委任）

11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。